

王滝村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

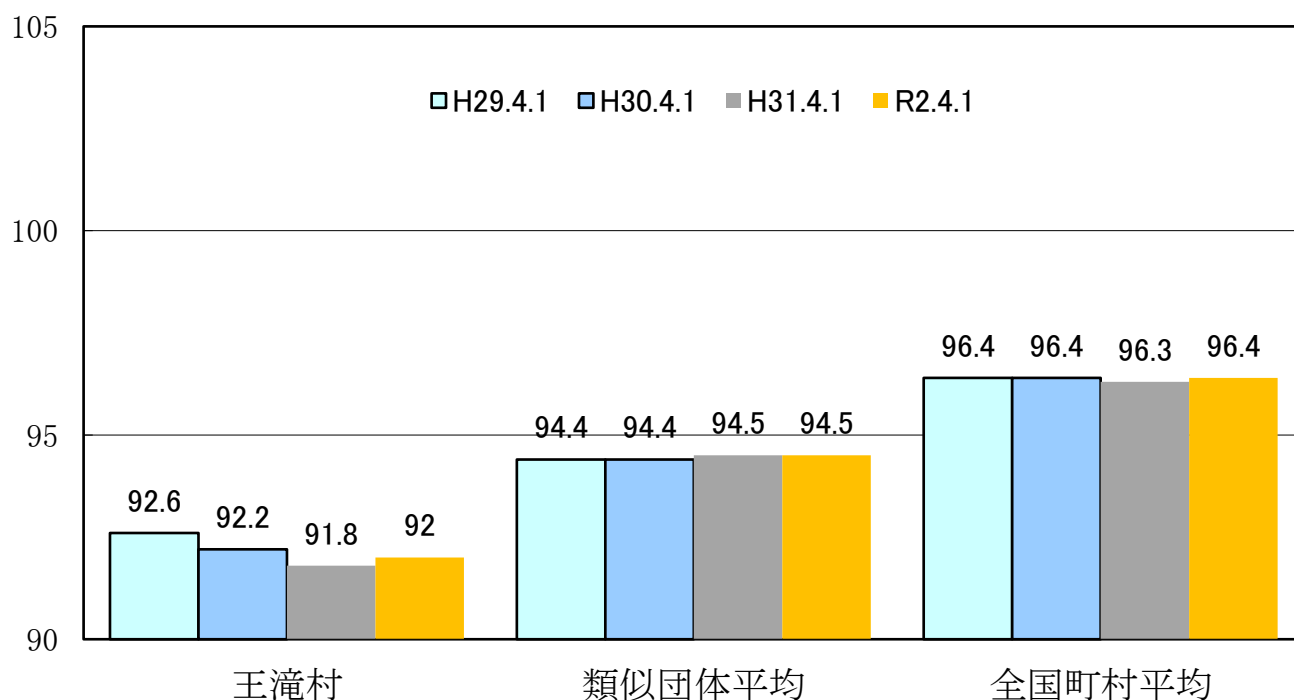
区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
2年度	713	2,255,723	114,154	415,735	18.4	19.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2年度	38	143,980	16,284	56,301	216,565	5,699	5,477

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、各年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域において国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 該当団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 2年4月1日のラスパイレス指数が、① 3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、② 3年連続で上昇している場合、③ 100を超えている場合、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

王滝村は、人事委員会を設置していないため、人事委員会による勧告はない。
月例給の給与改定率及び特別給の年間支給月数は、国に準じて改定を行っている。

ア) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
年度	円	円	円	%	%
2	-	-	-	-	-

(参考) 国の改定率
%
-

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較して平均給与月額

イ) 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給 月数
	民間支給割合 A	公務員支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
年度	月	月	月	月	月
2	-	-	-	-	-

(参考) 国の年間 支給月数
月
-

民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組みとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

【給与表の改定実施時期】

平成27年4月1日

【内容】

一般行政職の給与表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日までの経過措置(現給保障)を実施

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び該当団体の支給割合)

支給無し

③ その他の見直し内容

なし

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(3年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
王滝村	45.4 歳	309,600 円	336,100 円	309,600 円
長野県	45.3 歳	335,200 円	401,899 円	369,153 円
国	43.2 歳	327,564 円	—	408,868 円
類似団体	41.1 歳	291,821 円	334,737 円	318,307 円

(注)1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出し

(2) 職員の初任給の状況(3年4月1日現在)

区 分		王滝村	長野県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	192,600 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	158,100 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(3年4月1日現在)

区 分		経験年数10年～15年未満	経験年数20年～25年未満	経験年数25年～30年未満	経験年数30年～35年未満
一般行政職	大学卒	292,500 円	323,500 円	358,100 円	359,000 円
	高校卒	228,100 円	- 円	- 円	358,800 円

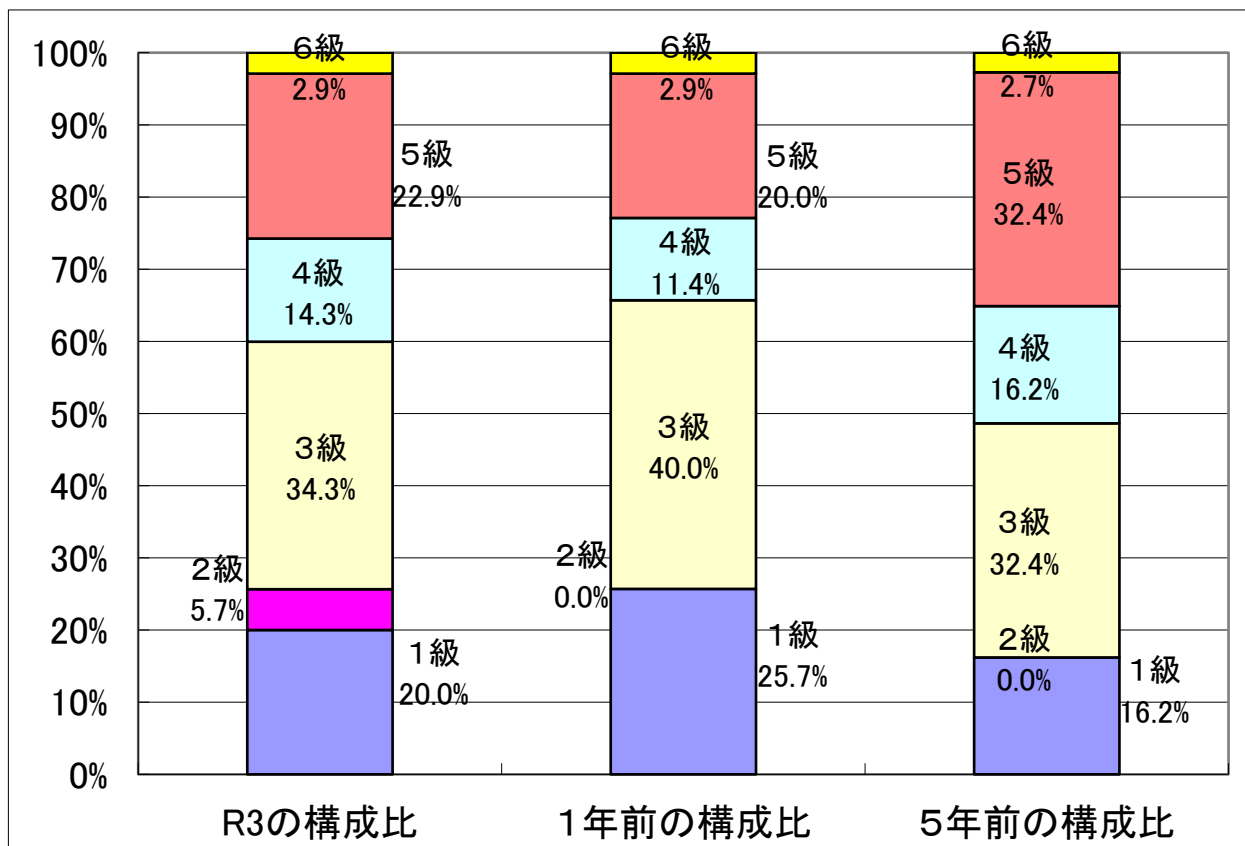
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

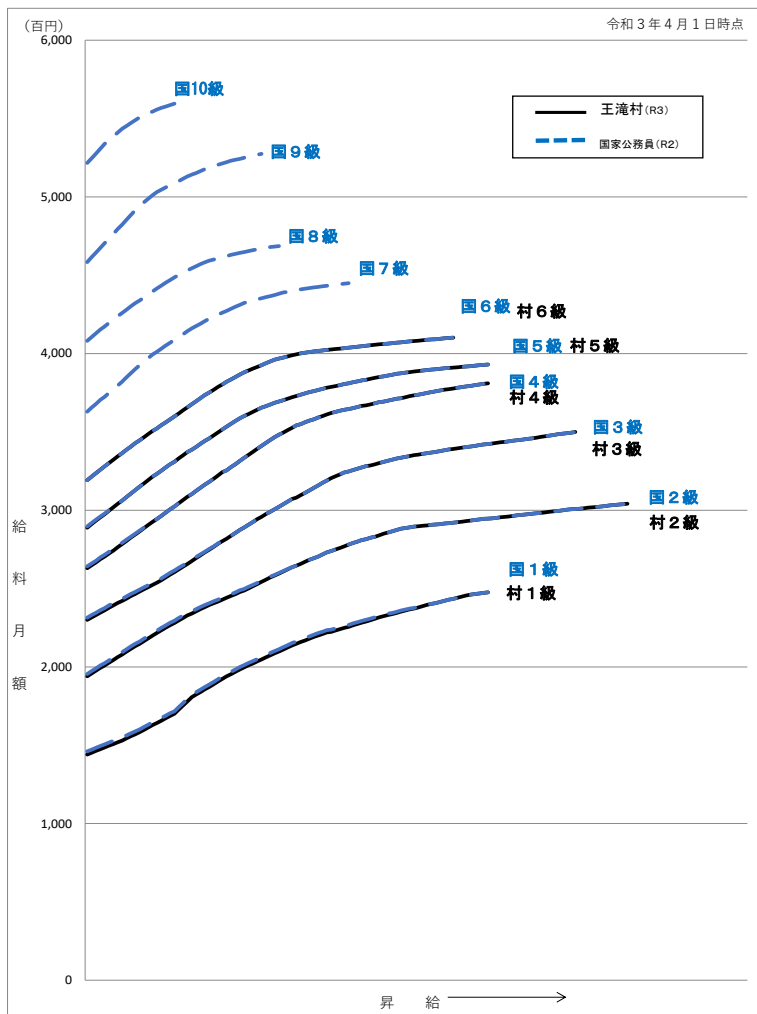
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給与月額	最高号給の給料月額
1級	主事の職務	7 人	16.3 %	146,100 円	247,600 円
2級	主任の職務	3 人	7.0 %	165,500 円	304,200 円
3級	主査及び係長の職務	16 人	37.2 %	231,500 円	350,000 円
4級	主幹、困難な業務を分掌する係長及び課長補佐の職務	8 人	18.6 %	264,200 円	381,000 円
5級	主幹、参事、課長補佐及び課長の職務	8 人	18.6 %	289,700 円	393,000 円
6級	困難な業務を所掌する課長の職務	1 人	2.3 %	319,200 円	410,200 円

(注) 1 王滝村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2)国との給与表カーブ比較表(行政職(一))(3年4月1日)



級別人員構成比

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
団体	20.0%	5.7%	34.3%	14.3%	22.9%	2.9%				

(3)昇給への人事評価の活用状況(王滝村)

平成31年4月2日から令和2年4月1日までに おける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

王滝村	長野県	国
1人当たり平均支給額(2年度) 1,418 千円	1人当たり平均支給額(2年度) 1,697 千円	—
(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.9)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.4)月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.9)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤務手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(王滝村)

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(3年4月1日現在)

王滝村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
			定年前早期退職特別措置		
			(2~45%加算)		
1人当たり平均支給額	13,236 千円	18,020 千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(3年4月1日現在)

支給実績(2年度決算)		219 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)		12,148 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(2年度)		41.8 %
手当の種類(手当数)		
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 感染症等防疫手当	感染症等防疫に従事したとき	日額2,000円
2 行路死病人取扱手当	行路死病人の取扱い作業に従事したとき	日額3,000円
3 特殊自動車運転手当	特殊自動車を運転する作業に従事したとき	日額3,200円
4 特殊現場作業手当	特殊な現場でその勤務が危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他特殊な勤務に従事したとき	給料月額100分の10に相当する金額かつ作業1日につき1,000円を超えない範囲
5 特殊技術者手当	甲種又は乙種危険物取扱者免状所有者が危険物保安監督者としてその業務に従事する職員	月額3,000円
6 医療業務手当	診療所に勤務する医師、歯科医師、看護師及び放射線取扱助手に支給	給料月額100分の10に相当する金額。医師及び歯科医師においては勤務1月につき85,000円を超えない範囲

(4) 時間外勤務手当

支給実績(2年度決算)	1,712 千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	40 千円
支給実績(元年度決算)	2,124 千円
職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	51 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当(3年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	①配偶者、満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある孫、満60歳以上の父母及び祖父母、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹、重度心身障害者 6,500円 ②満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 1人10,000円	同	無	3,057 千円	210,400 円
住居手当	①月額27,000円以下の家賃を支払っている職員は家賃の月額から16,000を控除した額 ②月額27,000円を超える家賃を支払っている職員は家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額	同	無	1,410 千円	123,300 円
通勤手当	①交通機関等利用者は支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(ただし1箇月当たりの支給限度額は55,000円) ②交通用具使用者(徒歩通勤した場合の通勤距離が片道2km未満の者を除く) 片道 5km未満 2,000円 5～10km未満 4,200円 10～15km未満 7,100円 15～20km未満 10,000円 20～25km未満 12,900円 25～30km未満 15,800円 30～35km未満 18,700円 35～40km未満 21,600円 40～45km未満 24,400円 45～50km未満 26,200円 50～55km未満 28,000円 55～60km未満 29,800円 60km以上 31,600円	同	無	419 千円	72,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 特定管理職 40000円 課長35000円 課長補佐25000円	異	区分および金額	3,660 千円	366,000 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務した場合、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に125/100から150/100までの範囲で村長が定める割合を乗じた額	同	無	0 千円	0 円

夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時まで勤務した場合、その勤務した時間に対して1時間につき勤務1時間当たりの給与額の25/100	同	無	108 千円	2,458 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合4,000円支給。 ただし6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	同	無	0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合。 普通宿日直勤務 4,400円 医師の当直勤務 200,000円	同	無	2,152 千円	52,800 円

5 特別職の報酬等の状況(3年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額 等	
給 料	村 長	583,200 円	(参考)類似団体における最高/最低額 770,000 円 / 455,000 円	
	副 村 長	529,000 円	630,000 円 / 440,000 円	
	教 育 長	510,700 円	円 / 円	
		() 円		
報 酬	議 長	231,200 円	344,000 円 / 140,000 円	
	副 議 長	158,600 円	279,000 円 / 115,000 円	
	議 員	135,300 円	261,000 円 / 100,000 円	
		() 円		
期 末 手 当	村 長	(2年度支給割合)		
	副 村 長	3.45	月分	
	教 育 長			
		()		
退 職 手 当	議 長	(2年度支給割合)		
	副 議 長	3.45	月分	
	議 員			
		()		
備 考	村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 村 長	給料月額×42.5/100×在職月数	1,190 万円	任期满了時
	教 育 長	給料月額×25.4/100×在職月数	645 万円	任期满了時
		給料月額×19/100×在職月数	466 万円	任期满了時
備 考				

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

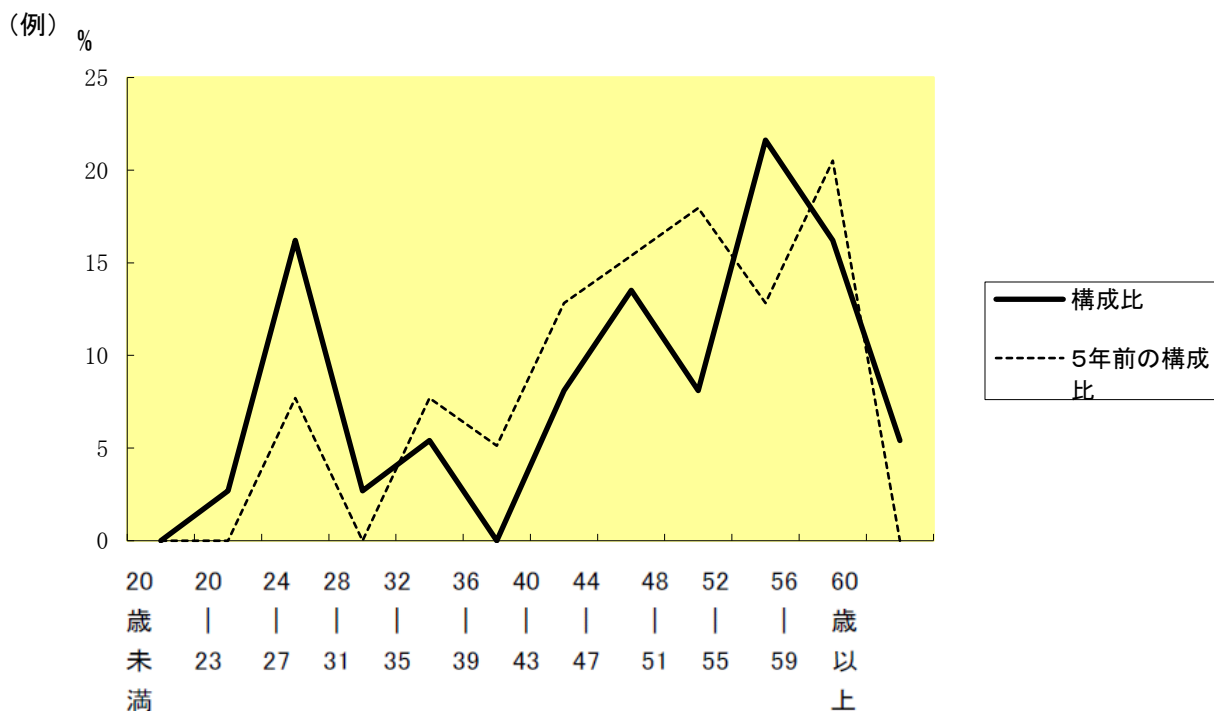
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和2年	令和3年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	1	1	0	
		総務	14	14	0	
		税務	2	2	0	
		民生	8	8	0	
		衛生	2	2	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	4	4	0	
		商工	2	2	0	
		土木	2	2	0	
		小計	35	35	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 474.9 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 220.85 人)
	教育部門	3	3	0		

	消防部門	0	0	0	
	小計	38	38	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 515.6 人 (類似団体の人口1万人 当たり職員数 258.7 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	0	0	0	
	水道	1	1	0	
	下水道	1	1	0	
	その他	3	3	0	
	小計	5	5	0	
合計		43 [50]	43 [50]	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(3年4月1日現在)※一般行政職



区分	20歳未満	20歳	23歳	24歳	27歳	28歳	31歳	32歳	35歳	36歳	39歳	40歳	43歳	44歳	47歳	48歳	51歳	52歳	55歳	56歳	59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	6人	1人	2人	0人	3人	5人	3人	8人	6人	2人	37人										

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

区分 部門	H28	H29	H30	H31	R2	R3	過去5年間の 増減数、率
一般行政	37	38	37	38	35	35	▲2 -6%
教育	4	3	2	2	3	3	▲1 -33%
消防	0	0	0	0	0	0	0 -
普通会計	41	41	39	40	38	38	▲3 -8%
公営企業等会計	5	5	5	5	5	5	0 -
総合計	46	46	44	45	43	43	▲3 -7%

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。